ASAHI NEWS

令和6年8月9日 第173号

朝日税理士法人 城南支社 TEL:03-3700-3331 FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

■■■ 8月の主な予定 ■■■

税務•会計

9月02日:個人事業者の消費税の中間申告期限(令和6年分)

※個人事業税の納期限(第1期分)

※個人住民税の納期限(第2期分)

※個人事業税と個人住民税の納期限は各都道府県の条例で定められております。 お住まいの都道府県にお確かめください。

経営 経済

8月06日:米:貿易収支発表(米:商務省)

8月15日:4~6月期のGDP速報値発表 (内閣府)

8月21日:貿易統計発表(財務省)

8月23日:全国消費者物価指数発表(総務省)

8月29日:4~6月期の米GDP改定値発表 (米:商務省)

8月30日:有効求人倍率発表(厚労省)

8月30日: 鉱工業生産·出荷·在庫指数速報発表 (経産省)



FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

朝日税理士法人 城南支社

TEL: 03-3700-3331

令和6年分の路線価が公表、全国的に上昇傾向



7月1日に令和6年分の路線価等が公表されました。

コロナ禍からの不動産市況の回復が加速しており、全国の平均路線価は2.3%上昇(前年1.5%上昇)、これで 3年連続の上昇となり、インバウンドによる人流回復や各地で進む再開発、半導体工場の誘致が地価を押し上げ ている模様です。また、元旦に発生した能登半島地震の被災地域には調整率が適用されることも公表されました。

路 価 の公 表

令和6年8月9日発行

平均路線価は都道府県別にみると、29の都道府県が上昇(前年25)、このうち5%以上の上昇と なったのは、福岡県の5.8%を筆頭に沖縄県、東京都、北海道、宮城県の5つ。熊本県も2.7%上昇と、 半導体関連の影響で前年に引き続き拡大しております。



また、都道府県庁所在都市の最高路線価では、上昇は37都市、上昇率トップは「千葉県中央区富士見2丁目千葉駅 東口駅前広場」で14.9%の上昇、ついで「さいたま市大宮区桜木町2丁目大宮駅西口駅前ロータリー」で11.4%上昇。な お、全国トップの路線価は39年連続で「東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り」の4,424万円/㎡で前年からは3.6%の 上昇となっております。

【表】 令和6年分都道府県庁所在都市の最高路線価の前年変動率

上昇	10%以上	千葉、さいたま	
	5%以上10%未満	岡山、札幌、福井、奈良、京都、神戸、大阪、広島	
	5%未満	仙台、福岡、金沢、新潟、岐阜、秋田、前橋、大分、東京、那覇、宇都宮、 松山、高松、和歌山、津、佐賀、盛岡、富山、大津、長野、徳島、長崎、 鹿児島、横浜、熊本、静岡、名古屋	
横ばい		甲府、宮崎、水戸、高知、福島、山形、青森、山口、松江	
下 落 (5 % 未 満)		鳥取	

能登半島地震被災地域に調整率

路線価は1月1日を評価時点としますが、同日に発生した能登半島地震被災地域の路線価は、地震の直前で評価す るのか、被害を踏まえた直後で評価するのか注目されました。結論は、国交省が公表する地価公示と同じく1月1日の午 前0時時点で評価することになり、令和6年分の路線価等とは別に路線価の調整率が設けられました。

特定地域である石川県、富山県、新潟県の全域で0.55~1.00の調整率が設定されました。一定期間中に相続又は 贈与により取得した特定地域内の土地等に係る評価額は「路線価等×調整率」で評価することができます。

路 線 価 は

土地の価格は一物多価と言われ、同じ土地でも、利用目的に応じて様々な価格がつきます。主に実勢価格・公示地 価・路線価・固定資産税路線価があります。その中で、路線価とは、<mark>相続税や贈与税の算定の際、宅地の価格(評価</mark> 額)の計算に用いられる1㎡当たりの価額をいいます。

【土地の価格体系】



	実勢価格	公示地価	路線価	固定資産税路線価
基準日	_	毎年1月1日	毎年1月1日	3年ごとの1月1日
公表時	_	3月	7月	3~4月
決定者	売主·買主	国土交通省	国税庁	市町村
評価	当事者間の 合意	100%(基準)	公示地価の80%	公示地価の70%

令和6年8月9日発行

朝日税理士法人 城南支社 TEL:03-3700-3331 FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

令和6年度税制改正~戦略分野国内生産促進税制~

令和6年度改正で、創設された戦略分野国内生産促進税制についてご紹介します。

この制度は、**青色申告書を提出する法人**が、**半導体など国際競争力を高める必要がある商品を生産するための設備**などを取得し事業に使用すると、10年で最大、取得金額の全額について税額控除を受けられるものです。

概要

適用要件

- 青色申告書を提出する法人であること
- 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた事業者であること
- 認定を受けた事業適応計画書に記載された商品を生産するための産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得し、国内で事業に使用すること

対象期間

- 産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度
- ・ 事業適応計画の認定期限は、令和9年3月31日まで

①又は②のいずれか少ない金額

税額控除額

- ① 下記の認定を受けた商品の種類に応じた単位当たり税額控除額×対象期間の属する各事業年度に 販売されたものとして一定の方法により証明された数
- ② その産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額(既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く)

ただし、税額控除を受ける金額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による税額控除などとの合計でその事業年度の法人税額の40%(半導体生産用資産にあっては、20%(以下同じ))が上限

産業競争力 基盤強化商品 と税額控除額

	単位当たり控除額			
	演算 半導体	産業競争力基盤強化商品 テクノロジーノード28-45mm相当		1.6万円/1枚
半導体		特定演算 半導体	テクノロジーノード45-65mm相当	1.3万円/1枚
			テクノロジーノード65-90mm相当	1.1万円/1枚
			テクノロジーノード90mm以上相当	7千円/1枚
	その他の半導体	パワー 半導体等	主としてけい素で構成されるもの	6千円/1枚
			主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの	2.9万円/1枚
			イメージセンサー	1.8万円/1枚
		その他		4千円/1枚
基盤強化商品特定産業競争力	自動車	電気自動車(軽自動車を除きます。)		40万円/1台
		燃料電池自動車		40万円/1台
		電気自動車(軽自動車に限ります。)・プラグインハイブリッド車		🦒 20万円/1台
	鉄鋼	(C02	2万円/1トン	
	基礎化学品 (202)			5万円/1トン
│ ""カ │	燃料 27 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			30円/リットル

出典:国税庁「令和6年度法人関係法令の改正の概要」

適用除外

この制度は、その事業年度(設立事業年度等の一定の事業年度を除く)について、次の要件のいずれかの要件を満たさなければ適用されない

- ① (継続雇用者給与等支給額-継続雇用者比較給与等支給額)/ 継続雇用者比較給与等支給額 ≥1%
- ② 当期の国内設備投資額>当期償却費総額×40%

繰越控除額

その事業年度の税額控除額が、法人税額の40%を超える場合には、その超える部分の金額は、4年間(半導体生産用資産にあっては、3年間)の繰越しができる。

火 ジ ィ 図 最大3年間または4年間の繰越し 繰越税額控除 限度超過額 繰越税額控除 限度超過額 限度超過額 税額控除 限度額 当期税額基準額 繰越控除額 繰越控除額 繰越控除額 税額控除額 (調整前法人税額 ×20%or40%) 各期の上限の範囲内で調整前法人税額から控除 出典:国税庁「令和6年度法人関係法令の改正の概要」

朝日税理士法人・朝日ビジネスサービスでは、その他の税制サポートも支援しております。 設備投資をご検討の際には、弊社担当者へお気軽にご相談ください。